

平成 26 年 9 月

ご契約者様

開業医共済協同組合

診断書取得費用相当額の当組合負担についてのご案内

共済金をご請求いただいた際に、当組合所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象とならずに共済金をお受け取りいただけなかった場合は、診断書料取得費用相当額として一定額をお支払いさせていただきます。当組合では今後も、お客さまの負担を軽減し、共済金をご請求いただきやすい環境作りに努めてまいります。

診断書の種類	お支払い金額
死亡診断書	10,800円
障害診断書	10,800円
医療証明書	5,400円